

## 佐賀県規則第41号

佐賀県県税条例施行規則及び狩猟税証紙徴収規則の一部を改正する規則

(佐賀県県税条例施行規則の一部改正)

**第1条** 佐賀県県税条例施行規則（昭和30年佐賀県規則第40号）の一部を次のように改正する。  
様式第11号その1を次のように改める。

様式第 11 号その 1

法人県民税・事業税・特別税 更正（決定） 通知書  
加算金決定

年 月 日

管理番号	
------	--

(所在地)

(法人名)

県税事務所長

以下のとおり更正（決定）したので通知します。

事業年度	年 月 日～	年 月 日	指定納期限	年 月 日	
区分			更正後	更正前	差引不足額
法人 県民 税	課税標準の総額				
	課税標準額 (ア)				
	税額	(ア) × %	(イ)		
	特定寄附金税額控除額 (ウ)				
	税額控除超過額相当額の加算額 (エ)				
	(個別) 控除対象所得税額等相当額の控除額 (オ)				
	外国の法人税等の額の控除額 (カ)				
	仮装経理に基づく法人税割額の控除額 (キ)				
	利子割額の控除額 (ク)				
	算出法人税割額 (イ) - (ウ) + (エ) - (オ) - (カ) - (キ) - (ク)		(ケ)		
	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 (コ)				
	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 (サ)				
	法人税割額計 (ケ) - (コ) + (サ)		(シ)		
	均等割額 (ス)				
法人県民税合計 (シ) + (ス)					
利 子 割	利子割額 (セ)				
	控除した金額 (ソ)				
	控除することができなかった金額 (タ)				
	既に還付を請求した利子割額 (チ)				
	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 (チ) - (タ)				
法人 事業 税	所得割 (※1)	課税標準の総額			
		課税標準額	年 万円以下 (ツ)		
			年 万円超 万円以下 (テ)		
			年 万円超 (ト)		
			計		
	軽減税率不適用 (ト)				
税額	(ツ) × %				
	(テ) × %				

		(ト) × %			
		(チ) × %			
		計	(ニ)		
付加価値割(※1)	課税標準の総額				
	課税標準額		(ヌ)		
	税額	(ヌ) × %	(ネ)		
資本割(※1)	課税標準の総額				
	課税標準額		(ノ)		
	税額	(ノ) × %	(ハ)		
収入割(※2)	課税標準の総額				
	課税標準額		(ヒ)		
	税額	(ヒ) × %	(フ)		
所得割(※3)	課税標準の総額				
	課税標準額		(ヘ)		
	税額	(ヘ) × %	(ホ)		
付加価値割(※3)	課税標準の総額				
	課税標準額		(マ)		
	税額	(マ) × %	(ミ)		
資本割(※3)	課税標準の総額				
	課税標準額		(ム)		
	税額	(ム) × %	(メ)		
収入割(※3)	課税標準の総額				
	課税標準額		(モ)		
	税額	(モ) × %	(ヤ)		
法人事業税の合計税額 (ニ)+(ネ)+(ハ)+(フ) +(ホ)+(ミ)+(メ)+(ヤ)			(ユ)		
平成28年改正控除額			(ヨ)		

	特定寄付金税額控除額	(7)			
	仮装経理に基づく事業税額の控除額	(8)			
	租税条約の実施に係る事業税額の控除額	(9)			
	算出税額 (2)-(3)-(7)-(8)-(9)				
特別法人事業税	基準法人所得割額 (ニ)	(10)			
	税額 (10) × %	(11)			
	基準法人収入割額 (フ)	(12)			
	税額 (12) × %	(13)			
	基準法人収入割額 (ヤ)	(14)			
	税額 (14) × %	(15)			
	特別法人事業税の合計税額 (11)+(13)+(15)	(16)			
	仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	(17)			
	租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	(18)			
	算出税額 (16)-(17)-(18)				

※ 事業年度の開始日が令和元年9月30日以前の事業年度については、「特別法人事業税」とあるのは「地方法人特別税」と読み替えるものとする。

加算金区分		対応税額	乗率	加算金額	合計額
不申告加算金	対応税額 (通常分)		%		
	対応税額 (加算分)		%		
過少申告加算金	対応税額 (通常分)		%		
	対応税額 (加算分)		%		
重加算金	対応税額		%		

税務官署 (法人税) の申告処理年月日・申告処理区分				
県の自主決定日				
分割基準	区分	県民税	事業税	
			従業者数 (人) ・発電用固定資産価額 (円)	事務所数 (箇所) ・固定資産総価額 (円)

- 注 1 この更正・決定・加算金決定は、以下の規定によるものです。
- 地方税法第20条の9の3
  - 地方税法第55条
  - 地方税法第72条の39
  - 地方税法第72条の41
  - 地方税法第72条の41の2
  - 地方税法第72条の46又は第72条の47
  - 地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条
  - 地方法人特別税等に関する暫定措置法第15条
  - 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条
  - 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第13条
- 2 納付場所 同封の納付 (納入) 書の裏面に記載しています。
- 3 延滞金の計算
- (1) 法定納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、納付すべき税額に年14.6パーセント (指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント) の割合を乗じて計算した金額 (地方税法附則第3条の2各項に規定する延滞金の割合等の特例の適用があるときは、当該特例による割合を乗じて計算した金額) に相当する額が延滞金額となります。
- (2) (1) の計算をするにあたって、納付すべき税額に1,000円未満の端数があるとき、又

はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。

(3) 延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。

4 納期限までに納付がない場合

この通知書により納付すべき金額を指定納期限までに納付されないため督促を受け、かつ、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに納付されないときは、滞納処分を受けることとなります。

5 処分に不服がある場合

(1) この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、佐賀県知事（2以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所の所在する都道府県の知事）に対して審査請求をすることができます。

なお、佐賀県知事に対する審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。

(2) この処分の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。ただし、2以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所の所在する都道府県の知事になります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

6 法人事業税の課税区分について

※1 所得等課税事業：地方税法第72条の2第1号に掲げる事業（以下の※2、※3以外の事業）（非課税事業を除きます。）

※2 収入金額課税事業：地方税法第72条の2第2号に掲げる事業（送配電事業、特定のガス供給業、保険業等）

※3 収入金額等課税事業：地方税法第72条の2第3号に掲げる事業（小売電気事業等及び発電事業等）

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><b>様式第13号その1</b></p> <p>略</p> <p>次のとおり更正（決定）しましたので、地方税法第71条の11第4項、<u>第71条の14第6項</u>及び第71条の15第5項の規定により通知し、同法第13条第1項の規定により告知します。</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>注 略</p> <p><b>様式第13号その2</b></p> <p>略</p> <p>次のとおり更正（決定）しましたので、地方税法第71条の32第4項、<u>第71条の35第7項</u>及び第71条の36第5項の規定により通知し、同法第13条第1項の規定により告知します。</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>注 略</p> <p><b>様式第13号その3</b></p> <p>略</p> <p>次のとおり更正（決定）しましたので、地方税法第71条の52第4項、<u>第71条の55第7項</u>及び第71条の56第5項の規定により通知し、同法第13条第1項の規定により告知します。</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>注 略</p>	<p><b>様式第13号その1</b></p> <p>略</p> <p>次のとおり更正（決定）しましたので、地方税法第71条の11第4項、<u>第71条の14第7項</u>及び第71条の15第5項の規定により通知し、同法第13条第1項の規定により告知します。</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>注 略</p> <p><b>様式第13号その2</b></p> <p>略</p> <p>次のとおり更正（決定）しましたので、地方税法第71条の32第4項、<u>第71条の35第8項</u>及び第71条の36第5項の規定により通知し、同法第13条第1項の規定により告知します。</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>注 略</p> <p><b>様式第13号その3</b></p> <p>略</p> <p>次のとおり更正（決定）しましたので、地方税法第71条の52第4項、<u>第71条の55第8項</u>及び第71条の56第5項の規定により通知し、同法第13条第1項の規定により告知します。</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>注 略</p>

様式第14号その1の(表)中 「 佐 賀 県 個 人 事 業 税 納入領収済通知書 公 通常払込料金 加入者負担  を

「 佐 賀 県 個 人 事 業 税 納入領収済通知書 公  通常払込料金 加入者負担  に改め、

- 「 3 納付場所
- (1) 指定金融機関及び収納代理金融機関のうち国内の全店舗で納付可能なもの
  - (2) 指定代理金融機関及び収納代理金融機関等のうち佐賀県内の店舗で納付可能なもの

「裏面に記載の納付場所で」を削り、同様式の(裏)中 を削る。

バーコードの印字があるものは、納期限までの間に限り右に掲げるコンビニエンスストアでも納付できます。

Pay-easy 対応のATM及びインターネットからも納付することができます。

詳しくは、佐賀県のホームページ (<http://www.pref.saga.lg.jp/>) を御参照ください。

様式第14号その3の(表)中 「

佐賀県	個人事業税
-----	-------

納入領収済通知書 

通常払込料金 加入者負担
-----------------

 ..... を  
「

佐賀県	個人事業税
-----	-------

納入領収済通知書 

通常払込料金 加入者負担
-----------------

 ..... に改め、  
」

「 3 納付場所

- (1) 指定金融機関及び収納代理金融機関のうち国内の全店舗で納付可能なもの
- (2) 指定代理金融機関及び収納代理金融機関等のうち佐賀県内の店舗で納付可能なもの

「裏面に記載の納付場所で」を削り、同様式の(裏)中 ..... を削る。

バーコードの印字があるものは、納期限までの間に限り右に掲げるコンビニエンスストアでも納付できます。

Pay-easy 対応のATM及びインターネットからも納付することができます。

詳しくは、佐賀県のホームページ (<http://www.pref.saga.lg.jp/>) を御参照ください。

」

様式第14号その4の(表)中「(表)」を削り、

佐賀県	個人事業税
-----	-------

納入領収済通知書 通常払込料金加入者負担

「

佐賀県	個人事業税
-----	-------

納入領収済通知書 通常払込料金加入者負担

」に改め、「裏面に記載の納付場所で」及び

「(裏面もご覧ください)」を削り、同様式の(裏)を削る。

様式第15号の(表)中

佐賀県	不動産取得税
-----	--------

納入領収済通知書 通常払込料金加入者負担

「

佐賀県	不動産取得税
-----	--------

納入領収済通知書 通常払込料金加入者負担

」に改め、

3 納付場所

- (1) 指定金融機関及び収納代理金融機関のうち国内の全店舗で納付可能なもの
- (2) 指定代理金融機関及び収納代理金融機関等のうち佐賀県内の店舗で納付可能なもの

「裏面に記載の納付場所で」を削り、同様式の(裏)中

バーコードの印字があるものは、納期限までの間に限り右に掲げるコンビニエンスストアでも納付できます。

Pay-easy 対応のATM及びインターネットからも納付することができます。

詳しくは、佐賀県のホームページ (<http://www.pref.saga.lg.jp/>) を御参照ください。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
<b>様式第34号の2</b>		<b>様式第34号の2</b>	
略		略	
非課税利用の区分 (該当する番号に ○を付けてくださ い。)	1～5 略	非課税利用の区分 (該当する番号に ○を付けてくださ い。)	1～5 略 <u>6 国際競技大会のゴルフ競技に参加す る選手の当該ゴルフ競技又はその公式 練習のための利用（地方税法附則第12 条の2）</u>
略		略	
注 1 この申請書は、非課税利用に該当することを証する書類を 提示（4又は5の区分にあつては、証明書を提出）のうえゴ ルフ場へ提出してください。		注 1 この申請書は、非課税利用に該当することを証する書類を 提示（4から6までの区分にあつては、証明書を提出）のう えゴルフ場へ提出してください。	
2 略		2 略	
【特別徴収義務者確認欄】		【特別徴収義務者確認欄】	
略		略	
提 示 又 は 提 出 を 受 け た 証 明	略	略	
	略	略	
	5	略	略
提 示 又 は 提 出 を 受 け た 証 明	略	略	
	略	略	
	5	略	略
提 示 又 は 提 出 を 受 け た 証 明	6	<u>〈要件に該当することの証明書〉</u> <input type="checkbox"/> 国際競技大会のゴルフ競技の準備 及び運営を行う者が発行する証明書	
	略	略	

改正前				改正後			
書類				書類			
様式第46号				様式第46号			
略				略			
略				略			
納付の方法		この不足額又は加算金については、納付書により (1) <u>指定金融機関及び収納代理金融機関のうち国内の全店舗で納付可能なもの</u> (2) <u>収納代理金融機関のうち九州内（沖縄県を除く。）の全店舗で納付可能なもの</u> (3) <u>指定代理金融機関及び収納代理金融機関等のうち佐賀県内の店舗で納付可能なもの</u> で納付してください。		納付の方法		この不足額又は加算金については、納付書により <u>納付してください。</u>	
略				略			
注 略				注 略			

様式第54号その1の(表)中 「 佐賀県 自動車税種別割 納入領収済通知書 公 通常払込料金 加入者負担  を 」

「 佐賀県 自動車税種別割 納入領収済通知書 公  通常払込料金 加入者負担  に改め、 」

「 ※領収日付印のないもの又は登録番号を\*\*\*で消したものは、無効です。

「裏面に記載の納付場所で」を削り、

を

年度

」

「 ※領収日付印のないもの又は登録番号を\*\*\*で消したものは、無効です。

※この証明書は、下の領収日が  
年 月 日までのものに  
限り使用できます。

に改め、同様式の（裏）中

年度

」

<p>自動車税種別割納税証明書について</p> <p>1 自動車の継続検査又は構造等変更検査において自動車検査証の返付を受ける際に必要となりますので、自動車検査証とともに保管し、これらの検査のときに提示してください。</p> <p>2 「自動車登録番号」欄に×××の印があるものは、年 月 日現在で自動車税種別割若しくは延滞金が未納になっているか、又は所有者（自動車販売会社）が自動車税種別割を納付したものです。 このような場合は、この証明書は、使用することができませんので、県税事務所にご相談ください。</p> <p>3 Pay-easy対応のATM又はインターネットで納付された場合、納税証明書は送付しませんので、必要な方は県税事務所でお受けしてください。</p>	<p>1 納期限までに税金を納めなかった場合</p> <p>(1) 納期限後に納めるときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額（その計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。）に、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（地方税法附則第3条の2各項に規定する延滞金の割合等の特例の適用があるときは、当該特例による割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額）を加算して納めてください。</p> <p>(2) 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。</p> <p>(3) この税金を納期限までに納付されないため督促を受け、かつ、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに納付されないときは、滞納処分を受けることになります。</p> <p>2 課税処分に不服がある場合</p> <p>(1) この処分に不服があるときは、この納税通知書の送達を受けた日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。</p> <p>(2) この処分の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ア 審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>	<p>3 納付場所</p> <p>(1) 指定金融機関及び収納代理金融機関のうち国内の全店舗で納付可能なもの</p> <p>(2) 指定代理金融機関及び収納代理金融機関のうち佐賀県内の店舗で納付可能なもの</p> <p>バーコードの印字があるものは、納期限までの間に限り右に掲げるコンビニエンスストアでも納付できます。</p> <p>Pay-easy 対応のATM及びインターネットからも納付することができます。 詳しくは、佐賀県のホームページ（<a href="http://www.pref.saga.lg.jp/">http://www.pref.saga.lg.jp/</a>）を御参照ください。</p>
--	--	--

を

自動車税種別割納税証明書について

1 自動車の継続検査又は構造等変更検査において自動車検査証の返付を受ける際に必要となりますので、自動車検査証とともに保管し、これらの検査のときに提示してください。

2 「自動車登録番号」欄に×××の印があるものは、  
年 月 日現在で自動車税種別割若しくは延滞金が未納になっているか、又は所有者（自動車販売会社）が自動車税種別割を納付したものです。

このような場合は、この証明書は、使用することができませんので、県税事務所にご相談ください。

3 Pay-easy対応のATM、インターネット、クレジットカード及びスマートフォン決済アプリで納付された場合、納税証明書は送付しませんので、必要な方は県税事務所でお受けください。

1 納期限までに税金を納めなかった場合

(1) 納期限後に納めるときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額（その計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。）に、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（地方税法附則第3条の2各項に規定する延滞金の割合等の特例の適用があるときは、当該特例による割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額）を加算して納めてください。

(2) 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。

(3) この税金を納期限までに納付されないため督促を受け、かつ、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに納付されないときは、滞納処分を受けることになります。

2 課税に不服がある場合

(1) この課税に不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。

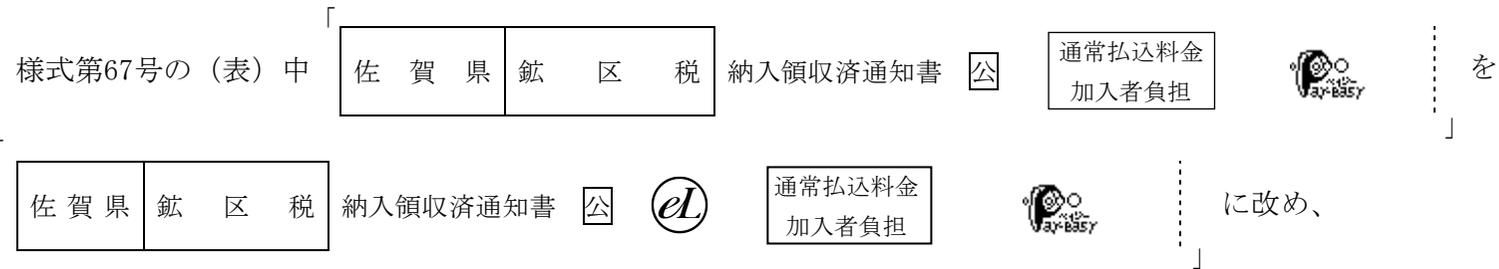
(2) この課税の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

に改める。



3 納付場所

- (1) 指定金融機関及び収納代理金融機関のうち国内の全店舗で納付可能なもの
- (2) 指定代理金融機関及び収納代理金融機関等のうち佐賀県内の店舗で納付可能なもの

「裏面に記載の納付場所で」を削り、同様式の（裏）中 を削る。

バーコードの印字があるものは、納期限までの間に限り右に掲げるコンビニエンスストアでも納付できます。

Pay-easy 対応のATM及びインターネットからも納付することができます。

詳しくは、佐賀県のホームページ (<http://www.pref.saga.lg.jp/>) を御参照ください。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第99号その1</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>略</p> <p><u>1 納付（納入）場所</u></p> <p>(1) <u>指定金融機関及び収納代理金融機関のうち国内の全店舗で納付可能なもの</u></p> <p>(2) <u>収納代理金融機関のうち九州内（沖縄県を除く。）の全店舗で納付可能なもの</u></p> <p>(3) <u>指定代理金融機関及び収納代理金融機関等のうち佐賀県内の店舗で納付可能なもの</u>  <u>この督促状では納められませんので、同封の納税通知書（納付（納入）書）により、納付（納入）してください。</u>  <u>なお、紛失された場合は、前記連絡先までご連絡ください。</u></p> <p><u>2 延滞金</u> ア・イ 略</p> <p><u>3 督促に不服がある場合</u> (1)・(2) 略</p>	<p>様式第99号その1</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>略</p> <p><u>1 延滞金</u> ア・イ 略</p> <p><u>2 督促に不服がある場合</u> (1)・(2) 略</p>

様式第99号その2の(表)中

佐賀県	
-----	--

納入領収済通知書 

通常払込料金 加入者負担
-----------------



を

佐賀県	
-----	--

納入領収済通知書 



通常払込料金 加入者負担
-----------------



に改め、同様式の(裏)中

2 納付(納入)場所  
(1) 指定金融機関及び収納代理金融機関のうち国内の全店舗で納付可能なもの

(2) 指定代理金融機関及び収納代理金融機関等のうち佐賀県内の店舗で納付可能なもの

バーコードの印字があるものは、納期限までの間に限り右に掲げるコンビニエンスストアでも納付できます。

Pay-easy 対応のATM及びインターネットからも納付することができます。

詳しくは、佐賀県のホームページ(<http://www.pref.saga.lg.jp/>)を御参照ください。

3 延滞金  
(1) 計算方法

延滞金額は、納期限の翌日から納付(納入)の日までの日数に応じ、税額(その計算の基礎となる税額)に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。)に、年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額(地方税法附則第3条の2各項に規定する延滞金の割合等の特例の適用があるときは、当該特例による割合を乗じて計算した金額)です。

(2) 端数計算

延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

を

2 延滞金

(1) 計算方法

延滞金額は、納期限の翌日から納付（納入）の日までの日数に応じ、税額（その計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。）に、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額（地方税法附則第3条の2各項に規定する延滞金の割合等の特例の適用があるときは、当該特例による割合を乗じて計算した金額）です。

(2) 端数計算

延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

に改める。

様式第99号その3中

佐賀県



口座番号	
加入者名	

を

納入領収済通知書

「

納入領収済通知書

佐賀県  

口座番号	
加入者名	

に改め、

」

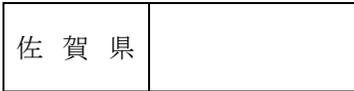
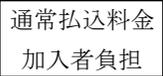
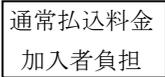
「

納付（納入）場所

- (1) 指定金融機関及び収納代理金融機関のうち国内の全店舗で納付可能なもの
- (2) 収納代理金融機関のうち九州内（沖縄県を除く。）の全店舗で納付可能なもの
- (3) 指定代理金融機関及び収納代理金融機関等のうち佐賀県内の店舗で納付可能なものを削る。
- (4) コンビニエンスストア

バーコードの印字のあるものは、納期限までの間に限り左に掲げるコンビニエンスストアで納付できます。

」

様式第101号その1の2の(表)中「(表)」を削り、 納入領収済通知書    を  
「 納入領収済通知書     に改め、

「(裏面もご覧ください)」を削り、同様式の(裏)を削る。

(狩猟税証紙徴収規則の一部改正)

**第2条** 狩猟税証紙徴収規則(昭和29年佐賀県規則第44号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後						
<p><b>様式第2号</b> (第3条関係)</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="232 831 1106 879"> <tr><td>略</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="232 884 1106 932"> <tr><td>略</td></tr> </table> <p>◎ 当該年度の道府県民税(又は都民税)の所得割額の納付を要しない者で、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、その該当するものを○で囲んでください。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族ではない。((1)に該当する者を除く。)</p> <p>(3) 所得割額の納付を要しない者の<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族である。((1)に該当する者を除く。)</p> <table border="1" data-bbox="232 1251 1106 1299"> <tr><td>略</td></tr> </table> <p>上記の者は、次のいずれかに該当する者であることを証明します。(該当するものを○で囲んでください。)</p>	略	略	略	<p><b>様式第2号</b> (第3条関係)</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1158 831 2031 879"> <tr><td>略</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="1158 884 2031 932"> <tr><td>略</td></tr> </table> <p>◎ 当該年度の道府県民税(又は都民税)の所得割額の納付を要しない者で、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、その該当するものを○で囲んでください。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族ではない。((1)に該当する者を除く。)</p> <p>(3) 所得割額の納付を要しない者の<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族である。((1)に該当する者を除く。)</p> <table border="1" data-bbox="1158 1251 2031 1299"> <tr><td>略</td></tr> </table> <p>上記の者は、次のいずれかに該当する者であることを証明します。(該当するものを○で囲んでください。)</p>	略	略	略
略							
略							
略							
略							
略							
略							

改正前	改正後
<p>ア 略</p> <p>イ ◎の欄の(2)に該当する者は、当該年度の道府県民税（又は都民税）の所得割の納付を要しない者で、かつ、<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族ではない。</p> <p>ウ ◎の欄の(3)に該当する者は、当該年度の道府県民税（又は都民税）の所得割の納付を要しない者の<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族である。</p> <p>略</p> <p>略</p>	<p>ア 略</p> <p>イ ◎の欄の(2)に該当する者は、当該年度の道府県民税（又は都民税）の所得割の納付を要しない者で、かつ、<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族ではない。</p> <p>ウ ◎の欄の(3)に該当する者は、当該年度の道府県民税（又は都民税）の所得割の納付を要しない者の<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族である。</p> <p>略</p> <p>略</p>
注 略	注 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正前の佐賀県県税条例施行規則及び第2条の規定による改正前の狩猟税証紙徴収規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。